

陳 情	受 理 番 号	1	受 理 年 月 日	令和7年6月30日	付 託 委員会	総 務
件 名	那覇市の住民税の減免制度について					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いいたします。

件 名 那覇市の住民税の減免制度について

陳情の趣旨

条例で減免の条件を定めているところ、要領でその条件をより厳しくすることをやめることを求める。

条例に法的根拠がないのにも関わらず、また減免の条件にもなっていない金融資産を申告させたり、調査されることに同意させることをやめさせることを求める。

減免条件の1つである所得の申告に、今年の所得金額の見込み額に失業保険の金額も含めた金額を所得として申告させており、失業保険の金額は除外するよう求める。

陳情の理由

私は、以前那覇市に住んでいたため今年の住民税の納付書が那覇市役所から届きました。今、私は失業しており、また現在県外に住んでいるため、那覇市役所企画財務部市民税課に郵送で減免申請をできるか問い合わせたところ、減免の条件は失業しているだけではダメで、病気等で6か月以上仕事に就ける状態ではないということを医者から診断された人ということだそうです。そのようなことは条例には書かれていないと言うと、市民税課の方は条例には書いていないが、部長決済で決めた要領には書いてあるとのことで私は条件外だそうです。法的義務がある条例に書かれていない条件を法的義務のない要領で条件を付け足して、本来、条例の市民税減免の要件に当てはまる人を除外することは適法なのでしょうか。

また減免の申請の際は、前年の所得や今年の所得だけでなく、預貯金や株式等有価証券等まで申告させ、各関係機関へ財産について調査されることを同意させられます。条例には所得の金額に関する条件しか書かれておらず、所得のように預貯金や株式等有価証券等の金額がここまでなら適用するといった条文はありませんし、このような根拠のないものに対して、人の金融資産を申告させたり、調査されることに同意させることは、行政の職権乱用に当たるのではないのでしょうか。そして、減免条件の1つである所得の申告にも問題があるように思います。今年の所得金額の見込み額に失業保険の金額も含めた金額を所得として申告させており、税法上も非課税として失業保険は所得として申告させておらず、失業手当が、つぎの就職先が見つかるまでの期間の生活費を保障することを目的としているためのものを条例では所得として含ませております。

以上のように那覇市は法に則って運営しているとは思えません。

この減免制度は、昨日今日できたものではなく、このような運営が長年行われていたのなら、多くの人が本来受けるはずの減免を受ける権利を阻害されていたのではないのでしょうか。またこれからも権利を阻害されていくと思い陳情いたしました。

減免の申請書類のデータと関連する那覇市の条例のデータを添付いたします。お忙しいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○那覇市税条例施行規則

昭和48年3月26日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号。以下「条例」という。)の実施のための手続その他その施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法 地方税法(昭和25年法律第226号)をいう。

(2) 政令 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)をいう。

(3) 合計所得金額 法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。)をいう。

(4) 合計所得金額の見込額 合計所得金額の見込額(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条第2項の求職者給付その他これに類する給付がある場合には、これらを含む。)をいう。

(略)

第9条 条例第51条第1項第1号から第3号までに規定する市民税の減免は、次に定めるところにより必要と認める者に対して、当該年度分の税額のうち、当該事由が生じた後に納期限の到来するものについて軽減し、又は免除するものとする。

(1) 条例第51条第1項第1号に該当する者 免除

(2) 条例第51条第1項第2号に該当する者

ア 失業、疾病等により、当該年中の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額の10分の5以下に減少すると認められる納税義務者で、前年中の合計所得金額が400万円以下であるもの

軽減又は免除の割合		
前年中の合計所得金額	合計所得金額の程度 10分の3を超え10分の5以下の場合	10分の3以下の場合
200万円以下の場合	2分の1	免除
300万円以下の場合	4分の1	2分の1
300万円を超える場合	8分の1	4分の1

(略)

(市民税の減免)

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者

(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(3) 学生及び生徒

(4) 公益社団法人及び公益財団法人

(5) 前各号に定めるもののほか、特別の事由がある者

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)

(2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額

(3) 減免を受けようとする事由

3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

個人市民税・県民税減免申請書 (様式1)

那覇市長宛

令和 年 月 日

那覇市税条例第51条の規定による個人の市民税・県民税の減免を受けたいため、次のとおり申請します。
以下、太線黒枠内をご記入下さい。

納税義務者	住 所 又は居所				【職員記入】 CD: ☐ 運(経歴) ☐ マ ☐ 在 ☐ 障 ☐ 旅 ☐
	フリガナ		生年月日	大・昭・平 年 月 日	
	氏 名				
	電話番号	— —			

納税義務者以外の方が届出する場合はご記入下さい。

届出人	住 所 又は居所				【職員記入】 ☐ 運(経歴) ☐ マ ☐ 在 ☐ 障 ☐ 旅 ☐
	フリガナ		続 柄		
	氏 名				
	電話番号	— —			

申請 税額 対象	課税年度 及び納期	令和 年度 期(月) から 期(月) まで
	課税額合計 (右記の額から森林環境税相当額は除く額とする。)	
		円

1. 申請理由(該当する番号を○で囲んでください。)	
1	生活保護受給者又は生活保護に準ずる公私扶助
2	失業、疾病等による所得激減
3	納税義務者死亡により承継者となった
4	勤労学生
5	医療費の高額支出で生活困難
6	災害により死亡・障害者となった
7	災害により住宅、家財について損害を受けた
8	災害により農作物に被害を受け、収入が激減した
2. 上記の理由を詳細かつ具体的に記入して下さい。	
3. 事由発生年月日 令和 年 月 日	
4. 証明書類(該当書類の□に✓をして下さい。)	
□生活保護受給証明書 □医師の診断書 □()	

※申請書及び証明書類は納期限までにご提出下さい。納期限を過ぎた場合は減免対象外となります。
※納税義務者及び届出人の身分確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)を窓口で提示又は
写しを添付してください。

【職員記入】 減免処理簿	受付日入力	通知日入力
	年 月 日	年 月 日

収入状況等申告書

(様式2)

☐ 個人市民税・県民税 減免

年 月 日

☐ 森林環境税 免除

那覇市長 宛

那覇市税条例第51条に規定する減免(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条)に規定する減免(免除)の申請にあたって、収入状況等を次のとおり申告します。なお、申告内容について必要があるときは、各関係機関へ納税義務者の財産について調査されることを同意します。

1 納税義務者(減免(免除)を受けようとする方)

住所 (居所)			
氏 名		生年 月 日	大・昭 平 年 月 日

2 納税義務者の前年及び当該年の収入(所得)状況

(申請理由が医療費の高額支出の場合は当該年の収入所得見込み額欄は記入不要)

区分 (該当する区分及び□に✓を記入。)			前年中の収入(所得)金額	当該年の 収入(所得)見込み額 ※欄は記入不要(職員で記載)	
合計所得金額に 含まれる収入 (所得)	給与	収入	円	円	
		所得a		※	
	雑	公的年金等	収入		
			所得b		※
		業務	収入		
			必要経費		
			所得c		※
		その他	収入		
	必要経費				
	所得d			※	
	事業	収入			
		必要経費			
		所得e		※	
	[]	収入			
必要経費					
所得f			※		
[]	収入				
	必要経費				
	所得g		※		
合計所得金額h(a～gの合計)					
その他の収入 (所得)	退職手当	収入			
		所得控除額			
		所得金額i		※	
	上場株式等 □配当等所得 □譲渡所得等	収入金額			
		必要経費			
		所得金額j		※	
	非課税所得	□雇用保険の給付k			
		□傷病手当金k			
□()k					
□()k					
合計所得金額(h～k)			①	②	

裏面もご記入下さい。

3 預貯金金融資産等の状況

預貯金	金融機関名	支店名	残高	借入金
			円	円
	合計			
株式等有価証券等	銘柄等	単価	数量	価格
				円
	合計			

4 医療費の高額支出 (申請理由が失業疾病等による所得減少の場合は記入不要)

当該年の医療費支出見込み額	円
高額療養費又は医療保険等に基づく給付 □高額療養費 □医療保険等	円

備考欄

《注意事項》

・虚偽の申告により減免(免除)適用を受けた場合には、後日減免(免除)を取り消されることがあります。

----- 《職員記入欄》 -----

【確認事項】レ点を記入	
世帯(特に配偶者)の所得状況の確認	☐
当該年度以前の申告内容の確認 (生命保険料控除や配当等の有無等)	☐